

令和8年度 香川県看護学生修学資金貸付募集要項

将来、看護職員として香川県内で就業しようとする看護学生を対象とした修学資金貸付制度です。

看護職員養成施設を卒業後に、県内の医療機関等に一定期間勤務するなどの条件を満たすことにより、この修学資金の返還は免除されます。

1 応募資格

次の要件のいずれにも該当する必要があります。

- (1) 看護職員養成施設又は看護に関する大学院研究科の修士（博士前期）課程（以下「修士課程」という。）に在学している方
- (2) 看護職員養成施設卒業又は修士課程修了後、**県内の医療施設等**であって規則で定めるもの（以下「特定医療施設等」という。）で引き続き**5年以上**、**看護業務に従事する意思のある方**

※「特定医療施設等」はP. 4をご参照ください。

2 新規募集人員 50名程度

在学養成施設	人数
看護師等養成施設	35人
准看護師養成施設	
看護系大学（保健師・助産師含む）	15人（保健師・助産師枠3人）

3 修学資金の貸付額等

- (1) 貸付額 月額 25,000円（准看護師養成施設）
月額 50,000円（准看護師養成施設以外）

(2) 貸付期間

貸付けの決定の年度から在学している施設を卒業する年度まで。ただし、休学等したときは、その期間は貸付けを行いません。

(3) 貸付方法

貸付け決定後、申請された本人名義の指定口座に振り込みます。原則として3か月分を一括して、その最初の月に貸付けます。

ただし、新規貸付け者の場合は、貸付けが決定した後、4月分から遡って貸付けます。

<振込時期>

	申込年度		次年度以降	
	回数	振込時期	回数	振込時期
4月～6月分	1回目	9月上旬	1回目	6月上旬
7月～9月分			2回目	7月上旬
10月～12月分	2回目	10月上旬	3回目	10月上旬
1月～3月分	3回目	1月上旬	4回目	1月上旬

(4) 借用証書の作成

修学資金の貸付けが終了したとき、又は退学等により貸付けが廃止されたときは、修学資金借用証書に連帯保証人2人の署名捺印の上、提出しなければなりません。

4 修学資金の返還の免除

看護職員養成施設を卒業し、又は修士課程を修了した後、引き続き5年間、特定医療施設

等において看護職員の業務に従事した場合、修学資金の返還を全額免除します。

また、貸付けを受けた期間に相当する期間以上、特定医療施設等において業務に従事した場合は、修学資金の返還を一部免除します。

※返還猶予を受けている方を対象に、従事及び在籍状況等、現況の確認を就業状況届により、2年目以降毎年行います。香川県から連絡が来た際は、指示された書類の提出をお願いいたします。

※免除の要件は、原則として卒業後すぐの就職先により判断します。

※県内の特定医療施設等から、県内の特定医療施設等への転職は、全期間を県内の特定医療施設等で従事したものとみなします。

5 修学資金の返還

修学資金の貸付けを受けた方が次のいずれかに該当するときは、その理由が生じた日の属する月の翌月から貸付けを受けた期間に相当する期間内に、貸付けを受けた修学資金の全額に年利10%で計算した利子を付して返還していただきます。

- (1) 退学したとき、貸付けを受けることを辞退したとき、学業成績が著しく不良と認められるとき等により貸付けの契約が解除されたとき
- (2) 看護職員養成施設を卒業したとき
- (3) 修士課程を修了したとき

6 修学資金の返還の猶予

上記5にかかわらず、修学資金の貸付けを受けた方が次のいずれかに該当する場合には、その理由が継続する期間、返還を猶予します。猶予期間中は、利子につきません。

- (1) 退学等により貸付契約が解除された後も、引き続き看護職員養成施設又は修士課程に在学している場合
- (2) 看護職員養成施設卒業後、更に他種の看護職員養成施設において修学している場合
- (3) 修士課程を修了した後、更に看護に関する大学院の研究科の博士課程において修学している場合
- (4) 看護職員養成施設を卒業し、または修士課程を修了した後、引き続き、特定医療施設等において看護職員の業務に従事している場合

7 疾病、負傷その他やむを得ない理由がある場合

返還が猶予又は免除される場合があります。

注意：いずれも所定の申請手続きにより、返還が猶予及び免除されます。(申請のない場合は、返還手続きに移りますのでご注意ください。)

8 滞納

返還金を滞納した場合、本人及び連帯保証人に対して督促、催告のほか、強制執行等の法的措置を取ることがあります。

9 申込みの方法等

(1) 提出書類

- ① 修学資金貸付選考申込書
- ② 貸付けを希望する理由等 (別紙1)

①～③は必ず申込者ご本人が記入してください。

※勉学に対する意欲、及び養成施設卒業後香川県内で看護業務に従事する意思をはっきりと示し、将来の展望を交えて記入してください。

- ③ 同一生計の家族状況調等（別紙2）
※同居別居を問わず生計を一にする（生活費を共有している）家族全員を記入してください。
- ④ 同一生計の世帯全員分の住民票
※続柄記載があり、発行日から概ね3か月以内のもの。（本籍、個人番号は記載不要）
- ⑤ ③（別紙2）に記載する全員の令和8年度市町村民税所得課税（非課税）証明書
※申込者本人を含む
※義務教育を修了していない方及び高等学校在学中の方は省略可
- ⑥ 看護職員養成施設長の推薦書
- ⑦ 学業成績表（学校等が発行する成績及び出欠状況がわかるもの）
- ⑧ 看護師免許の写し（修士課程に在学している方のみ）

※申込書等の内容に虚偽があったことが判明した場合は、貸付契約を解除する場合があります。

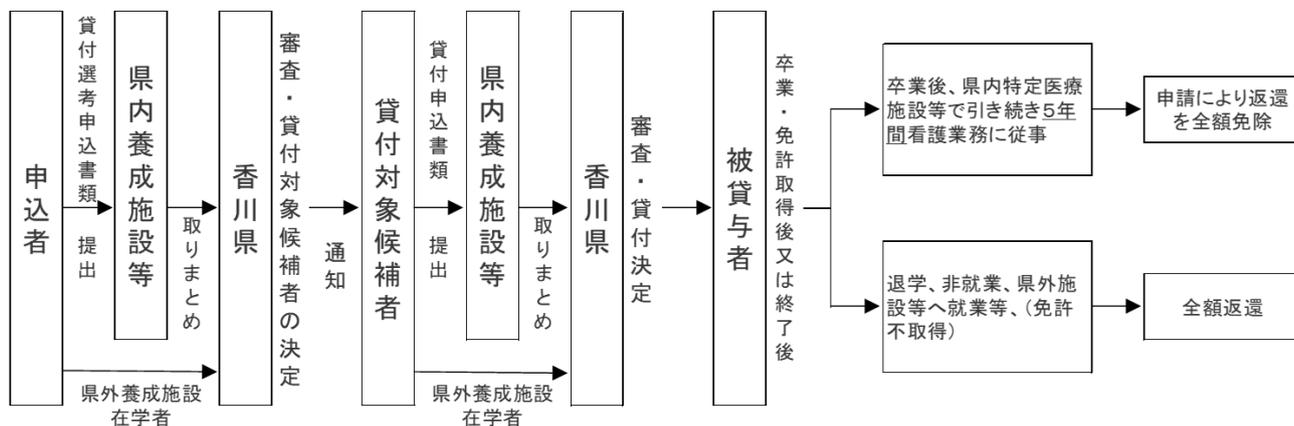
(2) 連帯保証人

本制度を利用するには、**連帯保証人を2人立てていただく必要があります**。連帯保証人は、**独立生計を営む者であり、かつ、少なくとも1人は県内に居住する者**でなければなりません。また、貸付けを受ける方が未成年者（18歳未満）であるときは、連帯保証人のうち1人は、その方の法定代理人（親権者又は後見人）でなければなりません。

(3) 書類提出先及び提出期間

①香川県内の 養成施設在学学生	(提出先) 所属の養成施設 (提出期限) 養成施設にご確認ください。
②香川県外の 養成施設在学学生	(提出先) 香川県健康福祉部医療政策課 (提出期間) 令和8年6月1日(月)～6月15日(月)必着

10 申込みから決定及び返還・免除までの主な流れ



① 貸付選考申込書類の提出	令和8年6月1日～6月15日必着
② 貸付対象候補者の決定（※1）	令和8年7月中旬頃
③ 貸付申込書類の提出（※2）	令和8年8月上旬頃
④ 貸付対象者の決定	令和8年8月中旬頃

(※1) 申込書類等を審査（選考）の上、貸付対象候補者を決定します。結果は、養成施設を通じて通知します。

(※2) 貸付対象候補者は、下記の書類を提出していただきます。

- ① 修学資金貸付申込書（第1号様式）
- ② 香川県看護学生修学資金連帯保証人確認書（連帯保証人1人につき1部）
- ③ 連帯保証人（2人）の印鑑登録証明書

1.1 特定医療施設等（規則で定める返還の免除対象となる県内の医療機関等）

就業先が特定医療施設等に該当しないときは、貸付けた修学資金を返還していただくこととなる場合がありますので、事前によくご確認ください。

- (1) 医療法に規定する病院、診療所、助産所
- (2) 市町又は県
- (3) 介護保険法に規定する介護老人保健施設、介護医療院
- (4) 介護保険法の規定による指定に係る居宅サービス事業のうち同法第8条第4項に規定する訪問看護を行う事業所
- (5) 生活保護法に規定する保護施設のうち、救護施設、更生施設又は医療保護施設
- (6) 児童福祉法に規定する児童福祉施設のうち、助産施設、乳児院、障害児入所施設、児童発達支援センター又は児童心理治療施設
- (7) 児童福祉法に規定するこども家庭センター
- (8) 児童福祉法に規定する障害児通所支援事業所
- (9) 老人福祉法に規定する老人福祉施設（ただし、老人福祉センターを除く。）又は有料老人ホーム
- (10) 健康保険法の規定による指定に係る訪問看護事業を行う事業所
- (11) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行う事業所

1.2 よくある質問

(1) 貸付けの申込みについて

Q. 香川県外の学校に進学していますが、申込みできますか？

A. 卒業後に香川県内の医療機関等に就業することを希望する方であれば、申込みできます。進学地域は問いません。

Q. 香川県の出身ではありませんが、申込みできますか？

A. 卒業後に香川県内の医療機関等に就業することを希望する方であれば、申込みできます。ただし、連帯保証人のうち少なくとも1人は香川県内に居住する方でなければなりません。

Q. 他の奨学金制度との併用はできますか？

A. 併用できます。

申込みの時に、他の奨学金や給付制度の名称、金額及び卒業後の返還の可否等を記載してください。なお、他の奨学金制度が、本県の看護学生修学資金貸付制度を併用できるかどうかは、予めご自身でご確認ください。

Q. 現在、看護職員養成施設の3年生ですが、申込みはできますか？

A. 新入生だけでなく、在校生も申込みできます。

Q. 現在、5年一貫教育の高等学校看護科1年生ですが、申込みはできますか？

A. 高校3年間（看護科）は対象外となります。しかし、香川県高等学校等奨学金（香川県教育委員会）の対象となります。なお、本修学資金については、専攻科から申込みできます。

Q. 看護職員養成施設の1年生ですが、学業成績表として何を提出すればいいですか？

A. 直近に卒業した学校で発行される成績証明書等を提出してください。成績証明書等の提出が難しい場合は、在学している看護職員養成施設で発行される入学試験成績証明書等を提出してください。

Q. 連帯保証人の要件はありますか？

A. 仕事に就いているなど、返還の債務を負うことができる資力を有することが必要です。連帯保証人は、貸付けを受ける方と同一世帯でも構いませんが、独立生計を営む者であり、かつ、少なくとも一人は県内在住であることが必要です。また、同一世帯から2人の連帯保証人を立てることはできません。連帯保証人は、貸付けを受ける方と同一内容の責任があります。貸付金を返還することになった場合に、県は、貸付けを受ける方と連帯保証人のどちらに対しても支払いを請求することができます。

Q. 准看護師養成所在学中に香川県看護学生修学資金貸付制度で貸付けを受けていました。看護師養成施設に進学しましたが、再び貸付制度を申込むことはできますか？

A. 申込みできます。ただし、選考がありますので、貸付けの決定が保証されるものではありません。

(2) 修学資金の返還等について

Q. どのような場合に返還の対象となりますか？

A. 退学や学業成績が著しく不良と認められる等により貸付けの契約が解除されたときや、特定医療施設等で看護職員として従事しないとき、また、パートタイムなど短時間労働者である場合（所定労働時間が1週間当たり30時間に満たない場合）は、返還の対象となります。

Q. 国家試験または准看護師試験で不合格となったら、返還しなければなりませんか？

A. 返還していただくこととなります。ただし、翌年再受験する意思がある場合は、申請により1年間は返還を猶予することができます。1年以内に免許を取得し、特定医療施設等で業務に従事した場合は、返還対象とはなりません。

Q. 就業期間中に就業先を変更することはできますか？

A. 就業先を変更することはできます。就業先を変更することにより、業務に従事しなかった期間が1月以上ある場合は、その期間を就業期間から除きます。

Q. 就業中に産前産後休暇や育児休暇をとると、貸付金を返還しなければなりませんか？

A. 産前産後休暇は就業期間に含まれますが、育児休業期間は就業期間には含まれませんので、その期間を除いて引き続き5年間業務に従事すれば、返還は免除されます。

書類提出先 問合せ先	香川県健康福祉部医療政策課 医療人材グループ 看護修学資金担当 〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号 電話 087-832-3255 (直通)
---------------	---

◇本制度については、香川県ホームページにも掲載しています。

【ホームページサイト】

- ・香川県看護学生修学資金貸付制度について

香川県ホームページ → ページ ID 検索 

- ・令和8年度香川県看護学生修学資金貸付新規貸付者募集

香川県ホームページ → ページ ID 検索 

◇香川県看護学生修学資金貸付制度に関する詳細については、「香川県看護学生修学資金貸付条例」及び「同条例施行規則」をご確認ください。

【香川県看護学生修学資金貸付条例】

https://en3-jg.d1-law.com/kagawa-ken/d1w_reiki/33890101001500000000/33890101001500000000/33890101001500000000.html

【同条例施行規則】

https://en3-jg.d1-law.com/kagawa-ken/d1w_reiki/33890210004300000000/33890210004300000000/33890210004300000000.html